

阿波市行財政改革大綱

平成 1 8 年 3 月
徳島県阿波市

行財政改革の必要性

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、少子高齢化による人口減少時代を迎え、国は活力ある経済社会の創造に向けて、聖域なき構造改革に取り組んでおります。

この構造改革のもと「官から民へ」という規制緩和や「国から地方へ」という地方分権の推進など広範囲にわたる見直しが行われており、地方自治体も地域にふさわしい行政サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことが求められています。

また、自己決定・自己責任が求められる分権型社会においては、魅力的で活力ある市をめざして市民と行政が一体となって推進する体制を構築し、持続的・安定的な行財政基盤を確立していかなければなりません。

このような状況の中、新しいまちづくりをめざして平成17年4月1日阿波市が誕生しました。しかし、本市の財政は、最近の経済状況等からみて市税収入が減少し、国の三位一体改革により地方交付税が削減され、今後も大きな歳入増が期待できない状況であります。まして超少子高齢化時代の到来、地方分権の進展、市民ニーズの高度化、多様化などによる行政需要の増大に伴い、今後ますます厳しい状況になると予測されます。

合併を成し遂げ阿波市として誕生した本市にあっては、これを改革の第一歩と位置づけ、合併の効果を最大限生かすため、職員の意識変革と行政組織の整備を図り、行財政改革に取り組む必要があります。

行財政改革の目標

本計画は、将来にわたって持続的に発展し続ける市政を実現するため、総合計画や各種計画との整合性を保ちながら時代の変化に対応した新たな行財政システムの構築を図り、財政の健全化と充実した行政サービスの向上を目指します。

行財政改革の基本方針

時代の変化や多様化、複雑化する行政課題に対して的確に対応するため、スピード感を持ち、コスト・成果を重視し、市民と行政との協働の中に一体となった阿波市を見出し、職員一人ひとりが初心に帰って次の基本方針により行財政改革に取り組みます。

1 市民主体の市政の推進

現在の地方自治は、多様化、複雑化し、柔軟で弾力的な行政システムの構築が求められております。

また、地方分権により、行政運営は、地域住民自らが決定し、その責任を負う「自己決定・自己責任」へと進んでおり、市民と行政が相互に果たす役割は大きく変わってきています。

これらの潮流を踏まえ、次により市民主体の市政を推進します。

- (1) 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上
- (2) 市民参画・市民との協働体制の確立

2 時代に即応した行財政運営の確立

地方分権が進む中、新たな課題や社会情勢の変化に対応し住民福祉の充実に図るため、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、次により行財政運営の効率化、合理化に取り組みます。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 民間活力の導入
- (3) 適正負担と財源確保
- (4) 電子自治体の構築

3 効率・効果的な行政システムの構築

合併してもなお厳しい財政状況においては、多様化する市民ニーズの要請に応えるため、限られた資源「人・物・金・情報」を最大限生かす効率・効果的な行政システムを次により構築します。

- (1) 職員能力と資質の向上
- (2) 簡素で効果的な組織機構の構築
- (3) 定員管理の適正化

- (4) 給与管理の適正化
- (5) 公共施設の見直し
- (6) 地方公営企業の経営健全化
- (7) 外郭団体等の見直し

基本方針に対する具体的施策

1 市民主体の市政の推進

(1) 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上

行政が保有する情報のうち、個人情報等の保護を徹底するとともに、これに当たらない全ての情報の積極的な公開に取り組みます。

また、情報の公開は、迅速かつ有効な手段で行うとともに、説明責任を課し、市政運営の透明性の向上を図ります。

(2) 市民参画・市民との協働体制の確立

地域の実情やニーズに適合した行政を展開するためには、施策・事業の選択と重点化、実施等を市民と行政とが協働で行う必要があります。

このためには、市民と行政が相互の役割と責任を認識し、緊密な連携を図りながらそれぞれが持つ特性や資源を効果的に生かすまちづくりのシステムを構築します。

2 時代に即応した行財政運営の確立

(1) 事務事業の見直し

多様化し、増大する市民ニーズに的確に対応するため、行政効果と必要性及び緊急性の観点から事務事業の見直しを行う必要があります。

見直しにあたっては、市の施策や事務事業の効果、効率性及び公平性などを客観的に評価し、その時代やニーズに即した新たな事業の展開を図ります。

(2) 民間活力の導入

全ての行政サービスについて、行政責任と公平性の確保、市民サービスの維持向上を前提とし、費用対効果を十分検討しながら効率的運営が図れる事業については、民間活力の導入を推進します。

特に公の施設については、指定管理者制度の導入を積極的に推進します。

(3) 適正負担と財源確保

受益と負担の公平性の観点から使用料・手数料の見直しを行い、適正な負担を求めます。

また、市税等の収納率の向上、未利用財産の活用と処分などにより財源の確保を図ります。

(4) 電子自治体の構築

行政事務の情報化を推進し、ITを活用しての各種申請・届出手続きのオンライン化により庁内事務の効率化を図り、市民の利便性の向上と市民サービスの迅速化を図れるシステムを構築します。

3 効率・効果的な行政システムの構築

(1) 職員能力と資質の向上

行政能力の向上や専門知識の取得などを目的とした人材育成に取り組み、地方分権に対応できるよう職員の資質向上を図ります。

(2) 簡素で効率的な組織機構の構築

新たな市民ニーズや多様化する行政課題及び地域の非常時にも柔軟かつ迅速に対応するため、組織・機構の見直しや職員相互の応援体制の構築を図り、簡素で効率的な組織体制を確立します。

(3) 定員管理の適正化

職員数については、最小の経費で最大の効果を上げるため、類似団体等との比較を行い、業務内容を定期的に点検しながらサービスとの均衡を保ちつつ適正な定員管理計画を策定します。

(4) 給与管理の適正化

職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向を見極めながら、他市との均衡にも考慮し、適正な給与制度の確立に努めます。

(5) 公共施設の見直し

重複している公共施設については、利用目的や地域バランス、市民ニーズなどを把握して有効活用や統廃合を検討し、公共施設の見直しに取り組みます。

(6) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業を取り巻く社会情勢の環境は極めて厳しく、少子高齢化等により現在の経営手法のみでは対応が困難と予測されます。引き続き市民サービスの維持・向上を図るためにも、経営の健全化に努めます。

(7) 外郭団体等の見直し

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズなどにより外郭団体を取り巻く環境は著しく変化しております。

今後は、指定管理者制度の導入も視野に入れ外郭団体等のあり方を見直しに取り組みます。

行財政改革の進め方

1 行財政改革の推進体制

行財政改革を推進するため、市長を本部長とする「阿波市行財政改革推進本部」及び職員を中心とした「阿波市行財政改革推進研究会」を設置するとともに、市民や学識経験者等で構成される「阿波市行財政改革推進委員会」を設置します。

2 大綱の計画期間

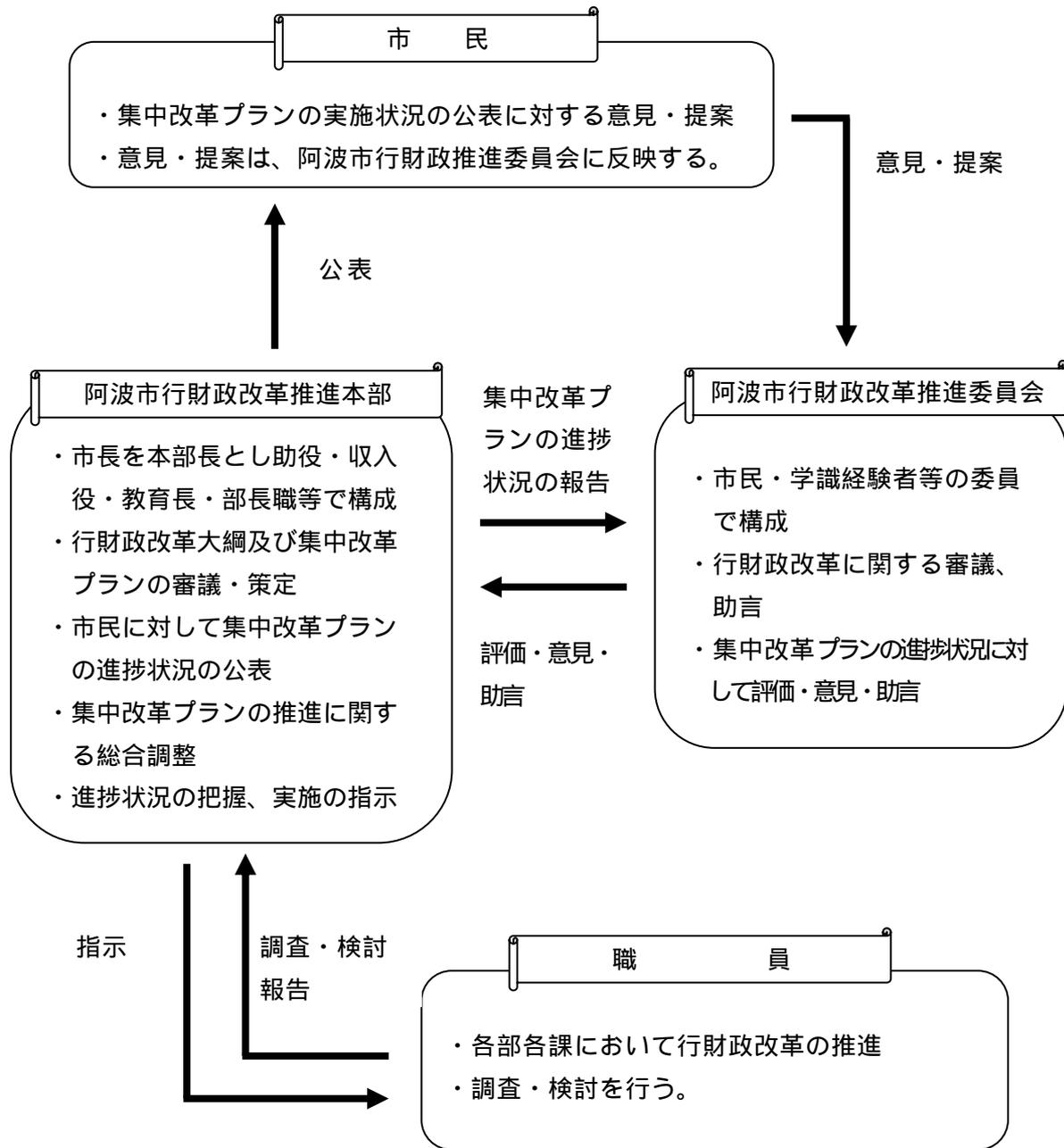
計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

3 実施及び進行管理

行財政改革の実施にあたっては、この大綱に基づき可能な限り数値目標を定めた集中改革プランを策定し、計画的に取り組みます。

また、集中改革プランの進捗状況を「阿波市行財政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、広報紙やホームページ等を利用して市民に対して広く公表します。

推進体制のイメージ



行財政改革を確実に推進するため、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクルに基づき不断の点検を行い、市民と行政が協働して推進する。

A C

< 用語解説 >

三位一体の改革

国と地方の税財政改革を指している。

具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の削減並びに税源移譲を含む税源配分の見直しのことをいい、平成16年度から18年度の3年間で4兆円の国庫補助負担金の削減が決定している。

総合計画

本市のまちづくりの指針となる計画で、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画から構成されている。

協働

市民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。

IT

Information Technologyの略で情報通信技術のこと。

情報技術やインターネット関連機器などを駆使し、事務部門だけでなく、経営や生産・流通部門など幅広い分野に情報技術を活用し、効率化を図る手段。

電子自治体

ITを活用し、行政サービス（申請・届出その他申込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することにより、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

外郭団体

国や地方自治体などの行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を補完・代行する団体。

財団法人、社団法人など形態は多様であるが、行政機関から出資を受け、あるいは補助金を交付されるなど、財政的な援助や職員の派遣による人的援助を受けることが多い。

指定管理者制度

「公の施設」の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。

従来、公の施設の管理は、地方自治法の定めにより、地方公共団体の出資法人などが管理受託者として管理を行う「管理委託制度」がとられてきたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、指定管理者による「管理代行制度」となり、民間事業者等の参入も可能となった。